

市川町告示第 7 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び市川町財務規則（昭和 40 年規則第 3 号）第 73 条の規定に基づき、制限付一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 25 日

市川町長 津田 義和

1. 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 46 号
- (2) 工事名 特定環境保全公共下水道事業 南部処理区面整備工事（第 1 - 1 工区）
- (3) 工事場所 市川町 西川辺、東川辺 地内
- (4) 工事概要 工事延長 L=1,784.6m
開削工（管径 75・150 mm）L=1,784.6m
マンホール設置工 69ヶ所
取付管およびます工 54ヶ所
- (5) 工期 令和6年3月31日まで（当該工事の工期は、延長を予定している。）

2. 応募方法

単独企業又は特別共同企業体

3. 入札参加資格者

1に掲げる工事（以下「本工事」という。）の入札に参加することができる資格を有する者は、市川町財務規則（昭和 40 年規則第 3 号。以下「財務規則」という。）第 72 条の 2 の規定に基づき入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる事項のいずれにも該当し、契約担当者の入札参加資格確認を受けなければならない。

(1) 単独企業による場合の資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しない者。
- ② 公告日の前日現在において、兵庫県姫路市及び神崎郡内に本店、支店、営業所等を有する者で、建設業法第 15 条の規定による土木一式工事に係る特定建設業許可を受けている者。なお、支店・営業所等においては契約締結権限を有する代理人を置いている者に限る。
- ③ 本店が市川町内にある者は、町税に滞納がないこと。又、市川町内に営業機能を有する支店、営業所等がある者は、法人町民税を納付し、町税に滞納がないこと。

なお、上記以外の者にあつては、市川町内をそれぞれの各市町内、町税及び法人町民税については各市町の市町税及び法人市町民税と読み替えるものとする。

消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

上記については、公共機関が発行した納付を証明する書面（写し可）を添付すること。

- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する土木一式工事に係る経営規模等評価結果通知書における総合評定値が920点以上（ただし町内業者については830点以上）である者。また本契約締結予定日（令和6年2月下旬）に有効な経営規模等評価結果通知書が、入札参加申請期限日まで、または入札書の提出期限までに確認できる者。
- ⑤ 市川町指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、確認基準日及び入札日現在で受けていない者。会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。
- ⑥ 平成25年度以降に受注した公共工事における下水道管の開削工法による管渠施工延長が200m以上で元請けとして施工して完成引渡しした（以下「下水道管の開削工事」という。）実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率50パーセント以上の場合のものであること。）。なお、町内業者においては下水道管の開削工事を上下水道管の開削工事と読み替え適用するものとする。

上記については、公共機関が発行した施工を証明する書面（写し可）を添付すること。
- ⑦ 本工事の配置予定技術者は専任の監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格証の交付を受けた者をいう。以下同じ）を有すること。ただし、町内業者については、本工事に配置できる専任の技術者を有していること（4千5百万円以上の下請負契約を行う場合は配置可能な監理技術者を有していること。）とする。

落札者は契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することを認めない。
- ⑧ 本件入札に係る共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- ⑨ 本工事に係る設計業務等の受託者でない者、または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者。
- ⑩ 資本関係または人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者。

(2) 特別共同企業体による場合の資格要件

- ① 構成員の数は2者とし、その出資比率は各々30%以上とすること。（代表者1者とその構成員1者とする。）
- ② 自主結成された共同企業体であること。
- ③ 構成員の一方は市川町内に本店、または、支店を有する者であり、もう一方は兵庫県姫路市及

び神崎郡内に本店を有する者であること。

- ④ 構成員の共通の資格要件として、3の(1)の①、③、⑤、⑨、⑩に掲げる要件を満たしていること。また、3の(1)の⑥に掲げる要件は構成員の一方が満たしていること。

構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する土木一式工事に係る経営規模等評価結果通知書における総合評定値が代表者にあつては830点以上で特定建設業許可を受けている者、その他の構成員にあつては685点以上であること。また本契約締結予定日（令和6年2月下旬）に有効な経営規模等評価結果通知書が、入札参加申請期限日まで、または入札書の提出期限までに確認できる者。

- ⑤ 構成員の代表者は、本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。もう一方の構成員は、本工事に配置できる専任の技術者を有していること（4千5百万円以上の下請負契約を行う場合は配置可能な監理技術者を有していること。）とする。

落札者は契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することを認めない。

- ⑥ 本件入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

4. 契約条項を示す場所及び期間

① 場 所

市川町役場 総務課

〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺 165 番地の 3

電話番号 0790-26-1010

② 期 間

令和6年1月25日（木）から令和6年2月26日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5. 入札説明書の交付期間、場所及び方法

町ホームページより、入札説明書及び申請書類をダウンロードしてください。

なお、直接交付を希望される場合は以下のとおりとします。

- ① 交付期間：令和6年1月25日（木）から令和6年2月2日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ② 交付場所：4に同じ
- ③ 交付方法：無料で交付

6. 入札参加の申込み

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次に定めるところに持参し、入札参加資格の確認を受

けなければならない。

① 提出期間

令和6年1月25日（木）から令和6年2月2日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

② 提出場所

4に同じ

7. 入札手続き等

(1) 入札・開札の日時：令和6年2月27日（火）午前10時20分

(2) 場所

市川町役場 4階 相談室

（担当課）市川町役場 総務課

電話番号 0790-26-1010

(3) 入札書の提出期限及び場所

上記(1)及び(2)の入札・開札の日時・場所に直接入札書を提出すること。

(4) 開札：上記(1)及び(2)の入札・開札の日時・場所において入札者立会のうえ行います。

(5) 財務規則第75条の規定に基づく予定価格及び財務規則第76条の規定に基づく最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(6) 入札保証金：要

(7) 契約保証金：要

(8) 支払条件

支払い条件は、次のとおりとします。

① 前払金：有

② 中間前払金：有

部分払：有（履行期間中2回以内）

※ 中間前払金、部分払の併用不可

(9) 入札無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

8. その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 資料提出等に関する問い合わせ先は、市川町役場 総務課（電話番号 0790-26-1010）です。

別紙

入札に関する条件

1. 入札書が所定の場所及び日時に到達していること。
2. 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が所定額以上であり、保険対象期間については、令和6年2月27日（火）から令和6年3月5日（火）までであること。
3. 所定額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が令和6年2月26日（月）午後5時までに納入されていること。
4. 入札者、又は代理人が当該入札について2通以上した入札でないこと。
5. 当該工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
6. 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
7. 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
8. 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を契約担当者に提出すること。
9. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りではない。
10. 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
11. 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とした場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行うこと。
12. 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ① 初度の入札に参加して有効な入札をした者。
 - ② 初度の入札において1～11までの条件に違反し無効となった入札者のうち1、2の後段、5、6及び11に違反し無効となった者以外の者。